

# 医薬分業を円滑に推進するための疑義照会簡素化プロトコル【確認書】

※社会医療法人 同仁会※

地域において患者の立場に立った医薬分業をさらに円滑に推進するために、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（厚生労働省医政局長通知：医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）の主旨に基づき、甲：社会医療法人 同仁会 耳原総合病院と

乙：\_\_\_\_\_薬局は、甲が発行する院外処方箋の下記項目について、薬剤師法第 23 条第 2 項（医師の同意に基づく変更調剤）ならびに保険医療機関及び保険医療養担当規則第 23 条第 2 項（疑義照会への対応）が事前に合意されていることを確認する。

なお、疑義照会簡素化プロトコルの実施にあたっての条件は、患者に対して乙の薬剤師が十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

## （1）変更調剤

### ① 銘柄

「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。

### ② 規格・剤形

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格および剤形の変更を可能とする。

但し、剤形の変更については内用薬に限る。

## （2）処方日数（数量）

① 薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を薬剤師の責任で処方日数を減数（減量）することを可能とする。但し処方日数（数量）をゼロにはできない。

② 自己注射用の針については、次回処方日までに限り数量の増減を行うことができる。

## （3）用法・用量

① 薬事承認されている「用法・用量」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

② 外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については、薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

## （4）疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

① 外用薬で剤形を変更する場合

② 麻薬、抗がん剤の残薬調整で処方日数（数量）を減らす場合

③ 患者の希望等により処方内容や処方日数（数量）を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。但し自己注射用の針は除く

④ 残薬調整によって処方を削除すること

⑤ 調剤報酬を伴う一包化調剤などの加算を薬局の判断で算定すること

⑥ 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合

⑦ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤、モサプリドなど投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合

⑧ その他、薬剤師が必要と判断した事項

(5) 疑義照会の方法

緊急性のある問い合わせや疑義照会はこれまでどおり直接当該施設にお電話でお問い合わせ下さい。

(6) 処方医への情報提供の方法

① 上記の「(1) 変更調剤」「(2) 処方日数(数量)」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに処方医に FAX にて情報提供を行う。

尚、FAX は別紙(トレーシングレポート・疑義照会簡素化報告書)にてお願いします。

② 「(3) 用法・用量」については、初回の処方時に限り処方医に FAX にて情報提供を行う。

③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

(7) 確認書に対する責任と遵守義務

① 乙は確認書(解説編の内容を含む)に対して全責任を持ち、遵守する義務を負う。

② 甲は乙に対して確認書(解説編の内容を含む)について説明し指導する義務がある。

③ 確認書(解説編の内容を含む)を遵守しないことで、患者に被害ならびに甲に迷惑を与えた場合、甲は乙に対して厳重な注意と指導を行い、乙との間での確認書を破棄することができる。

(8) 附則

上記の内容に疑義ないし変更の必要がある場合は、甲と乙が必要に応じて協議する。

以上、確認する。

年 月 日

甲 住所 大阪府堺市堺区協和町4丁465

名称 社会医療法人 同仁会

耳原総合病院

病院長

印

乙 住所

名称

管理薬剤師

印